

防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の
制定を求める意見書

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められています。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るためには、まず第一に、道路や橋梁、港湾など現存する社会資本の安全性について、科学的・総合的な総点検を地方自治体において実施する必要があります。次に、その結果を踏まえ、地方自治体の意見を十分尊重した上で、国において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の策定が必要となります。

一方、道路や橋梁などのハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図るソフト面での施策も不可欠です。具体的には、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進が挙げられます。

さらに、施策を進める国の体制として、基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」（仮称）の設置などが強く望まれます。

また、財政的な面では、国・地方自治体ともに厳しい財政状況の中、老朽化した社会資本の再整備をはじめとした各施策に必要な財源を確保することが課題となります。このため、費用低減につながる有効な手段の一つとして、アセットマネジメントの手法の活用が望まれます。

こうしたことを実行し、わが国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠です。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、ハード面とソフト面の両方の施策を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月11日

江戸川区議会議員 島村和成

内閣総理大臣、内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災） あて